

和歌山市地域商品券

参加店舗募集要項

1 本事業の目的

和歌山市では、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、市内参加店舗のみで利用可能な「和歌山市地域商品券」の発行し、市内での消費喚起を図るとともに、地域経済の回復を目的として本事業を実施する。

2 地域商品券事業の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業名称 | : 和歌山市地域商品券事業 |
| (2) 商品券発行者 | : 和歌山市 |
| (3) 商品券販売者 | : 和歌山市地域商品券事業事務局（以下、「事務局」とする） |
| (4) 商品券名称 | : 和歌山市地域商品券（以下、「商品券」とする） |
| (5) 商品券の構成 | : 紙商品券 6,000 円（1 冊 1,000 円×6 枚つづり） |
| (6) 配布対象者 | : 2026 年 1 月 15 日（木）時点で和歌山市の住民基本台帳に記載されている方 |
| (7) 配布開始日 | : 令和 8 年 3 月 16 日（月）から順次発送 |
| (8) 利用期間 | : 令和 8 年 3 月 16 日（月）令和 8 年 9 月 15 日（火）まで |
| (9) 参加可能事業者 | : 以下の申込資格を満たす事業者 |
| (10) 参加店舗 | : 事前公募により登録した和歌山市内の店舗または事業所
（小売・飲食・交通・各種サービス等） |

3 参加店舗申込資格

和歌山市内に店舗又は事業所があり消費者に直接、商品・サービスを提供できる事業者。ただし次の事業者以外とする。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行なう者。
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。

4 商品券の利用方法

- (1) 利用方法（参加店舗）
- 決済は金額分の商品券を受領する。
- 商品券利用の不足分については現金などと併用する。

5 商品券の利用対象とならないもの

- ・たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び

電子たばこの購入。

- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料など。）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。

6 その他商品券についての留意事項

- ・参加店舗において、利用期間内に限り利用可能。
- ・返品、返金はできない。
- ・現金との引換は行わない。
- ・釣り銭は支払わない。
- ・盗難、紛失、滅失等に対して、市は責を負わない。
- ・参加店舗において、利用対象外となる商品については、予め消費者等が認識するよう明示する義務を負う。なお利用対象外となる商品をめぐる消費者とのトラブル・苦情に関し、市は責を負わない。

7 参加店舗の責務

参加店舗は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 商品券の利用において、利用対象外のもの（「5 商品券の利用対象とならないもの」参照）を扱った取引を行わないこと。
- (2) 商品券の利用を拒否しないこと。
- (3) 利用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネーなどによる返金は行わず、原則代替品等との交換とすること。
- (4) 商品券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (5) 商品券の取り扱い方法については、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての関係者に周知すること。
- (6) 事務局が配付するステッカー、ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 利用者の混乱を招くおそれがあるため、閉店や休業等のやむを得ない事情がない限り、利用期間中においては、継続して参加店舗として商品券を取り扱うことについて同意すること。
- (8) 上記事情により参加店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (9) 本要項を遵守し、商品券を適正に取り扱うこと。
- (10) 申込み内容や商品券の取引に疑義が生じた場合は、調査に協力をすること。

8 利用済商品券の換金方法

- (1) 商品券について参加店舗は、商品券の裏面に記載の申請用コードを読み取り、換金の申請をおこなうこととする。事務局は月 1 回の換金振込を実施する。
- (2) 換金振込は参加店舗申込時に登録した口座へ行うものとし、これに係る参加店舗の手数料は無料とする。
※換金スケジュールは一か月に一度の振込を予定しております。
※最終スケジュールについては下記にて必ず確認して下さい。

振込回数	商品券精算期間	申請〆切	振込予定日
第 1 回	3/16 (月) ~ 3/31 (火) ご精算分	3/31 (火)	4/15 (水)
第 2 回	4/1 (水) ~ 4/30 (木) ご精算分	4/30 (木)	5/15 (金)
第 3 回	5/1 (金) ~ 5/31 (日) ご精算分	5/31 (日)	6/15 (月)
第 4 回	6/1 (月) ~ 6/30 (火) ご精算分	6/30 (火)	7/15 (水)
第 5 回	7/1 (水) ~ 7/31 (月) ご精算分	7/31 (金)	8/17 (月)
第 6 回	8/1 (土) ~ 8/31 (月) ご精算分	8/31 (月)	9/15 (火)
第 7 回	9/1 (火) ~ 9/15 (火) ご精算分	9/30 (水)	10/15 (木)

※第 7 回の申請〆切初日以降 (10/1 (木)) は申請を受付いたしません。

9 申込方法

- (1) 参加希望店舗は本事業の専用ホームページより申込みものとする。
(※参加店舗登録料は無料)
一次登録期間：令和 8 年 1 月 26 日 (月) から令和 8 年 2 月 18 日 (水) まで
※市民向け参加店舗リーフレットに店舗名を掲載するための申込期限となります。
二次登録期間：令和 8 年 2 月 19 日 (木) から令和 8 年 8 月 15 日 (土) まで
※一次登録期間以降 8 月 15 日 (土) までの申込については、ホームページにのみ掲載となります。
- (2) 参加希望店舗は専用ホームページ内、参加店舗登録ページより和歌山市地域商品券参加店舗登録申請書兼誓約書へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請
(<https://wakayama-gift2026.jp/>) 又は FAX:073-494-3263 へ送付

10 スターターキットの送付

事務局にて審査の結果、承認した事業者には、登録店舗ごとにスターターキットを送付。

- ① 参加店舗用マニュアル ②管理画面マニュアル ③ログイン通知書 ④ポスター ⑤ステッカー ⑥のぼり (のぼりは希望者のみ・ポールは各自でご用意ください)

一次登録期間令和 8 年 2 月 18 日 (水) までに参加申込を行った事業者については、令和 8 年 3 月上旬 (利用開始前) にスターターキットを事務局より送付の予定であるが、一次登録期間以降の事業実施期間中に申込み場合については、準備が整い次第順次送付する。

11 参加店舗の登録の取消し等

参加店舗においては本要項に違反する行為及び「3 参加店舗申込資格」に該当しないと認められた場合は、事務局は換金の拒否、参加店舗登録の取り消しを行うことがある。またその違反行為により損害が生じた際は損害賠償請求を行う場合がある。

違反する行為の一例

- ① 申請事項を偽って不正に登録する
- ② 商品券の自己取引や架空取引を行う
- ③ 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行う

1 2 紛争の解決

商品券の利用に際して参加店舗と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、和歌山市は一切責任を負わない。

1 3 その他

- (1) 本事項に記載のない事項、又は定めのない事項に関しては、和歌山市がその対応を決定する。
- (2) 参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、「商品券の使えるお店」として専用ホームページに掲載する。
- (3) 国及び和歌山市の方針、指示等により実施内容を変更する可能性がある。
- (4) 参加申請の際に取得した店舗情報、個人情報については、本事業の実施の範囲において利用するとともに、和歌山市で今後同様の事業を実施する場合、事業の周知等において利用する。
- (5) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、和歌山市及び事務局は一切責任を負わない。
- (6) 本事業において和歌山市及び事務局が必要と認める場合は調査をすることができる。

【和歌山市地域商品券事業事務局】

〒640-8331 和歌山市美園町 5-61 和歌山 MIO 4 階

フリーダイヤル：0120-138-520

FAX : 073-494-3263

URL : <https://wakayama-gift2026.jp>

Mail : wakayama_gift2026@nta.co.jp

開設時間 : 9 時 00 分～17 時 30 分 平日・土日祝含む

和歌山市地域商品券取扱事業者（参加店舗）誓約事項

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- (3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- (4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- (5) 商品券の利用期間中は参加店舗として登録し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- (6) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争を生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (8) 商品券の取扱に対して和歌山市から改善要望があった場合にはそれに従います。
- (9) 店舗名・所在地・電話番号・業種の公表（専用HP・リーフレット等に掲載）について同意します。
- (10) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。
- (11) 和歌山市地域商品券の利用可能店舗となります。
- (12) 参加申請の際に登録した店舗情報・個人情報等については、今後和歌山市で同様の事業を実施する場合の事業周知等に利用されることを同意します。